

# 理容所・美容所 営業者の皆さんへ

～施設を衛生的に管理し、器具類はきちんと消毒してください～



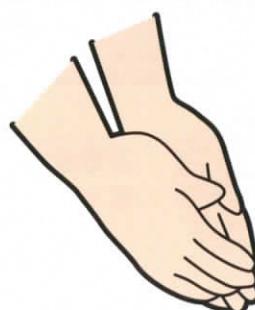
## 理容所・美容所の衛生管理等について

- 施設内は清掃を行い、常に清潔に保つ
- 採光、照明及び換気を十分にする
- 外傷に対する応急手当に必要な消毒薬、絆創膏、ガーゼなどを備える
- 理容所、美容所の見やすい場所に「確認済証」を掲示する
- 施設内にみだりに犬(身体障害者補助犬を除く)、猫等の動物を入れない
- 従事者の健康管理に十分注意する
- 顔そりなどお客様の顔に近い作業をする場合は、清潔なマスクを着用する

## 手指の消毒について

お客様一人ごとの作業前及び作業後には、次のいずれかの方法により手指を消毒してください

速乾性消毒薬を乾燥するまで  
よく擦り込んで消毒する



流水と石けんにより手指を十分に  
洗浄する

又  
は



# 器具類の消毒について

お客様に接する器具を、お客様ごとに次の①から④の手順により消毒してください

①

## 消毒前の洗浄

消毒効果を十分に發揮するために、器具の洗浄を行う

家庭用洗剤をつけたスポンジなどを  
用いて器具の表面をこすり洗う

十分な流水で洗浄する



※ 替え刃式かみそりは刃を外す

②

## 器具の消毒

**カミソリや血液付着の疑いがある器具** の消毒方法（次のいずれかの方法）

### 煮沸消毒器

沸騰してから2分間以上  
煮沸する



注意点

- ・熱に弱い材質の器具には適さない

### 消毒用エタノール

消毒用エタノール液  
(約77~81%エタノール)  
に10分間以上浸す



注意点

- ・消毒液は汚れ、蒸発の程度により、7日以内に取り替える
- ・揮発性が高いため、密閉容器を使用する
- ・有効期間内のものを使用する

### 次亜塩素酸ナトリウム

0.1%次亜塩素酸ナトリウム液(有効塩素濃度1,000mg/L)に10分間浸す



注意点

- ・消毒液は毎日取り替える

# はさみ、くしなど血液付着の疑いのない器具 の消毒方法（次のいずれかの方法）

## 紫外線消毒器

紫外線( $85 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ 以上)を20分間以上照射する



- ・2000～3000時間で紫外線灯の取替えが必要
- ・紫外線が当たらない部分には効果がないため器具を重ねて置かない

## 消毒用エタノール

消毒用エタノール液(約77～81%エタノール)を含ませた綿もしくはガーゼで器具表面を拭く



- ・有効期間内のものを使用する

## 逆性石けん液

0.1～0.2%逆性石けん液(塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウム)中に10分間以上浸す



- ・消毒液は毎日取り替える
- ・消毒前洗浄に使用した石けん、洗剤は十分洗い流してから浸す

この他に、煮沸(2分間以上)、次亜塩素酸ナトリウム(0.01～0.1%、10分間以上浸漬)、蒸気(80°C超、10分間以上接触)、グルコン酸クロルヘキシジン(0.05%以上、10分間以上浸漬)、両性界面活性剤(0.1～0.2%、10分以上浸漬)による消毒方法があります　※クレゾールは使用できません

## ③

## 水洗、乾燥

流水で消毒液をよく洗い流し、器具を乾燥させる

※ 消毒液が器具に付着したままにすると、器具自体や人体に影響する可能性があります



## ④

## 器具の保管

消毒済みの器具と、未消毒の器具を分けて保管する



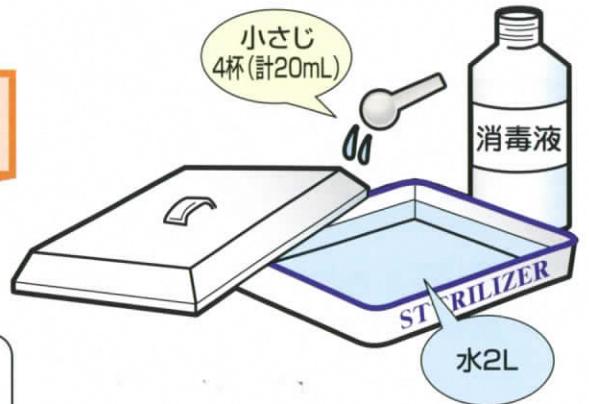
# 消毒液の希釈方法

市販の逆性石けん(濃度10%)で  
0.1%逆性石けん液を作る方法

 水2Lに、消毒液を小さじで4杯(計20mL)入れて薄めます

※ 購入した消毒薬の濃度や、作成したい消毒薬の濃度により  
消毒液の量を調製してください

例) 消毒液の原液濃度が5%で、0.2%の消毒液を作成する場合  
→水2Lに消毒液を小さじで16杯(計80mL)入れる

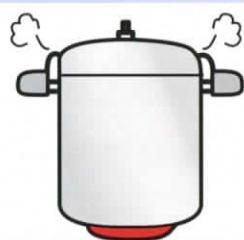


調整した消毒液は、誤飲防止のため使い切るか、  
『消毒液』と明示した専用の容器に保管すること!

## タオル類の消毒

お客様に接するタオル類は必要に応じて次の方法により消毒してください

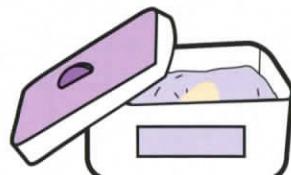
タオル類を洗たくした後、蒸気消毒器に入れ、  
80°Cを超えてから10分間以上保持する



次亜塩素酸ナトリウム液に浸す

※次亜塩素酸ナトリウムには、漂白・消臭作用があります

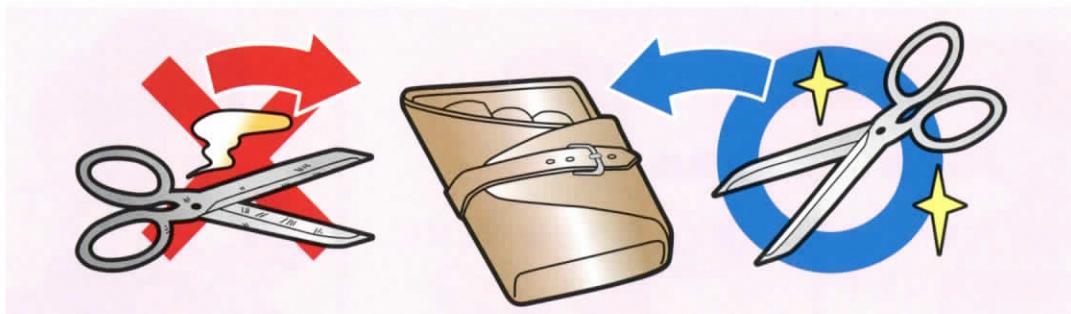
又  
は



次亜塩素酸ナトリウム

## シザーケースの注意点

シザーケースには、消毒済みの器具のみを収納してください  
(使用済みや使用中の器具を収納すると、消毒済みの器具が汚染されます)



## 保健所への届出

理容師・美容師の従事者を変更したときや理容所・美容所を廃止したときは保健所へ変更又は廃止の届出が必要です

※届出の用紙は保健所で配布しています。また、枚方市のホームページからダウンロードできます



理容所・美容所に関するお問い合わせ先

枚方市保健所 保健衛生課 (枚方市大垣内町2丁目2-2)

電話 072-807-7624

ホームページ <https://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/h-eisei/kankyoueisei.html>